

医療費通知（医療費のお知らせ）を 医療費控除に活用する予定の人へ （国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者）

保健医療課国保年金係 ☎0824・73・1158

市・県民税（住民税）申告や確定申告で医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を添付する必要がありますが、「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記入を一部省略できます。

その場合、該当の医療費控除を受けるためには、医療機関の領収書などに基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付して申告する必要があります。※「医療費控除の明細書」の様式は市役所に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

※医療費の領収書は、確定申告などの期限から5年間保存する必要があります。

【医療費通知の送付時期】

「医療費通知（医療費のお知らせ）」は、「国民健康保険」および「後期高齢者医療制度」に加入している人へ、次の時期に届きます。

- ▼国民健康保険
 - 1～10月診療分 2月上旬
 - 11・12月診療分 3月上旬
- ▼後期高齢者医療制度
 - 1～10月診療分 1月下旬
 - 11・12月診療分 3月中旬

【11・12月診療分の控除を受けるには】

「11・12月診療分」の通知は申告の時期に間に合わない場合があります。また、医療機関からの請求が遅れている場合や、再審査となっている場合などは、診療情報が通知に記載されない場合があります。

【問い合わせ】

- ▼国民健康保険加入者
保健医療課国保年金係
☎0824・73・1158
- ▼後期高齢者医療制度加入者
《1月まで》
保健医療課医療予防係
☎0824・73・1155
- 《2月から》
広島県後期高齢者医療広域連合
（コールセンター）
☎050・3504・0127

安心・安全な毎日のために

特殊詐欺が発生！
みんなの力で特殊詐欺ゼロへ！

11月、市内で現金がだまし取られる特殊詐欺被害が発生しました。被害の内容は、パソコンで動画を見ていたところ急に画面が切り替わり、「契約が完了した」旨の表示が出て、表示された電話番号に電話したことで、契約解除のために高額な電子マネーを購入させられたものです。

詐欺の被害に遭わないために

- ▼知らない電話番号に電話をしない
- ▼警察に問い合わせを確かめる
- ▼一人で判断せず家族や周りの人に相談する

この他にも、「パソコンのフリーズ」「手紙やショートメールサービス」を通じて架空の料金を請求し、「支払いをしないと裁判を起こす」などと不安をあおって現金や電子マネーを要求するという詐欺の手口もあります。被害に遭わないように、一人一人が気を付けましょう。



庄原警察署 ☎0824・72・0110

《オトモポリス》で安心安全
広島県警察防犯アプリ

自分が住んでいる地域で、日頃どんな事件・事故が起きているか知っていますか？

広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」には、生活圏内で発生している事件や事故、不審者情報などをマップで確認できる機能があります。

その他、防犯ブザーの機能や、家族に現在地の位置情報を送信する機能なども備わっています。

ぜひこのアプリをインストールして、さまざまな場面で安心安全のオトモとして活用してください。

広島県警察
スマホであなたに“オトモ”する
安全安心アプリ **オトモポリス**

ちかん撃退

防犯ブザー

防犯マップ機能

現在地送信機能

iOS 端末
はこちら

Android 端末
はこちら